

一般社団法人全日本囲碁連合 内部通報制度運用規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）における法令違反、当法人規則違反、取引に関わる契約違反及び社会的規範としての倫理違反に関する通報及び相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程における相談窓口及び通報窓口（以下、「通報等窓口」という。）の利用者は、以下に定める者（以下、「当法人関係者」という。）とする。

- ①役員、委員及び職員
- ②当法人に登録している者
- ③当法人の委託により当法人の運営に関わる業務に従事する者

2 通報等窓口は、当法人の業務において、法令、当法人規則、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理（以下、総称して「法令等」という。）に違反する行為が生じ、又は生じるおそれがあることについて相談及び通報（以下、「通報等」という。）を受け付ける。

(通報等窓口)

第3条 当法人の通報等窓口は、倫理委員会とする。

(通報等の方法)

第4条 倫理委員会に対する通報等の方法は、電話、電子メール又は郵便とする。

- 2 通報等に際しては以下の項目を伝達又は記入する。
 - ①通報者又は相談者（以下、「通報者等」という。）の氏名・連絡先
 - ②概要（誰が・いつ・どこで・何を・どのように・事実関係を知った経緯）
- 3 通報等は、倫理委員会による十分な調査や通報者への適切なフィードバックのために実名によることを原則とする。
- 4 倫理委員会は、通報等がなされた場合、通報者等に対し、速やかに通報等を受領した旨を通知する。
- 5 倫理委員会は、通報等を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者等に対し、速やかに今後の対応について通知する。

(調査)

第5条 通報等された事項に関する事実関係の調査は、倫理委員会が行う。

- 2 調査の実施にあたっては、通報者等の秘密を守るため通報者等が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 3 通報内容に利害関係を有する者その他調査の公平性に疑問を生じさせる疑いのある事情を有する者は、調査担当から除外する。

(協力義務)

第6条 当法人関係者は、通報等された内容の事実関係の調査に際して倫理委員会から協力を求められた場合には誠実に協力しなければならない。

- 2 倫理委員会は、調査に際し、当法人関係者に対し、必要となる資料の開示を求めることができる。なお、開示を求められた者は、第三者に対する守秘義務やその他の理由により、開示に応じないことにつき合理的な理由があると認められる場合でない限り、倫理委員会の求める資料を開示しなければならない。
- 3 倫理委員会は、前項の資料の開示を受けた場合、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。

(是正処置)

第7条 当法人は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には速やかに法令等違反行為が生じた原因を究明し、是正処置及び再発防止措置を講じる。

(処分)

第8条 当法人は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し処分規程に従って処分を科すことができる。

- 2 通報者等が法令等違反行為に関与していた場合、当該通報者等に対する処分については通報等をしたことを勘酌するものとし、その不利益処分を減免することができる。

(通報者の保護)

第9条 当法人は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、除名、解雇、取引停止、その他いかなる不利益となる取扱いをしてはならない。

- 2 当法人は、通報者等が通報等したことを理由として、通報者等の就業環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。
- 3 当法人は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場

合には、処分規程に従って、当該不利益な取扱い等を行った者に対して処分を課すことができる。

- 4 第6条に基づき調査に協力した当法人関係者の保護についても前三項を準用する。

(通知)

第10条 当法人は、通報者等に対して、調査の進捗状況、調査結果及び是正結果について、被通報者の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知するよう努める。なお、通報者等がこれらの通知を希望しない場合には、通知することを要しない。

(不正の目的)

第11条 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報等、不正の目的をもって通報等を行ってはならない。当法人は、そのような通報等を行った者に対し処分規程に従って処分を課すことができる。

(事後対策・フォローアップ)

第12条 当法人は、通報等の処理が終了した後、法令違反等行為が再発していないか、通報者等や調査協力者に対する不利益扱いや嫌がらせ等が行われていないか、是正措置及び再発防止策が十分機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規程による通報処理の仕組みを改善する。

(仕組み等の周知)

第13条 当法人は、通報等処理の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、当法人関係者に対し、周知しなければならない。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。